

監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき次のように公表します。

令和3年12月28日

和光市監査委員 山田 史明

和光市監査委員 猪原 陽輔

記

第1 請求書の收受

本請求は、令和3年12月6日に提出され、同日これを收受した。

第2 請求の要旨（原文のとおり）

1 再度の監査請求の根拠と理由

① 住民監査請求が却下された場合、再度の監査請求ができる。

最高裁判決（平成10年12月18日）は、監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、再度の監査請求をすることが許されると解すべきとしている。

② 当初の監査請求は適法である

当初の住民監査請求は、地方自治法第242条第2項但し書きの「正当な理由」に該当すると考える。

2 和光市長は、以下の措置を取ること

① 平成22年3月26日に旧紅屋オフセット（現紅屋ホールディングス株式会社）に対して支払った補助金45,000,000円の返還を求めること

② 和光市長は、国に支払った加算金11,110,500円について松本前市長に損害賠償を求めること。

③ 和光市長は、前記2による補助金の返還が求められない場合には松本前市長に対して損害賠償を求めること。

第3 請求人 9名

（略）

第4 要件審査

1 本請求の要件審査の実施

本請求が、所定の適法要件を満たしているかどうかについて、審査を実施した。

2 審査期間

令和3年12月6日から同年12月28日まで

第5 要件審査の結果

1 主文

本住民監査請求を却下する。

2 監査委員の判断

(1) 当初の監査請求の適法性について

ア 今回の要件審査の主旨

本請求は、令和3年9月13日の請求が請求期間を徒過したことにより却下されたため、あらためて請求のあったものである。本請求において、請求人は、最高裁判決（平成10年12月18日・最高裁第3小法廷・平成10（行ツ68））をもとに、住民監査請求が却下された場合、再度の監査請求ができると主張している。この最高裁判決では、「監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、法第242条第2項その他の適法要件を満たす限りにおいて、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである」と判断している。そのため、本監査請求の当初の監査請求（令和3年9月13日提出）の適法性についてあらためて検討する。

イ 監査請求期間と徒過したことについての正当な理由の検討

財務会計上の行為を対象とする住民監査請求における請求期間について、法第242条第2項では、その対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。本件の当初の監査請求の対象となっている財務会計行為は、以下の2点である。

①平成22年4月9日に和光市が紅屋オフセット株式会社（現紅屋ホールディングス株式会社）に支払った「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」45,000,000円

②平成26年6月30日に和光市が国へ支払った「平成21年度地域介護・福祉

空間整備等施設整備交付金返還金」にかかる加算金 11,110,500 円

このいずれについても、支出があった日から当初の監査請求のあった日まで1年を経過しているため、正当な理由の有無について検討する。

正当な理由については、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（平成14年9月12日・最高裁第1小法廷・平成10（行ツ69、70））。当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時について、同判決によれば、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日（以下、「知り得た日」という。）と解釈している。また、同判決によれば、相当な期間については、知り得た日から2か月程度とされている。

なお、請求期間の規定である「1年」とは、あくまで法242条第2項で「当該行為のあった日又は終わった日から1年」と定められているものであり、知り得た日から1年という規定ではない。そのため、請求人が主張している「当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内（1年以内）」には、根拠がない。

これを、本件に当てはめてみると、平成26年6月の和光市議会において、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金の補正予算案が上程されるとともに、平成26年6月12日の和光市議会文教厚生常任委員会においてその補正予算案が審議され、その会議録が平成26年8月20日に公開されているため、上記財務会計行為①については、この平成26年8月20日が知り得た日である可能性が高いと判断する。そのため、知り得た日である平成26年8月20日から当初の監査請求の提出日である令和3年9月13日までには、7年程度を要しており、相当な期間内に監査請求をしたということはできない。

また、上記財務会計行為②の加算金については、上記補正予算案の審議において具体的な言及がなかったため、加算金について言及があった令和元年9月議会での一般質問の会議録が公開された令和元年11月20日が知り得た日の可能性が高いと判断する。そのため、同様に、この日から令和3年9月13日までには、1年9か月余りを要しており、こちらについても相当な期間内に監査請求をしたということはできない。

ウ 請求人が主張する知り得た日から相当な期間の検討

しかしながら、当初の監査請求において、請求人は令和2年9月25日を市民が知った日と主張しており、本監査請求においても、令和2年9月25日に本件が明らかになったと記述している。本来、知り得た日とは、前述したとおり「客観的にみて監査請求をするに足りる程度に知ることができた日」であるが、本件の個別性、複雑性、特殊性を考慮し、請求人の主張するとおり、令和2年9月25日が知り得

た日であると仮定して、相当な期間内に監査請求をしたかどうかを検討する。

「監査請求をするに足りる程度」とは、判例（平成16年11月25日・最高裁第1小法廷・平成12（行ヒ292））によれば、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではない」と解されている。また、別の判例（平成10年7月3日・最高裁第2小法廷・平成6（行ツ53））では、「住民は、監査請求をする際、監査の対象である財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、必要な措置を講ずべきことを請求すれば足り、措置の内容及び相手方を具体的に明示することは必須ではない」とされている。

これを、本件に当てはめてみると、前述のとおり少なくとも令和2年9月25日には監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたにもかかわらず、この日から当初の監査請求の提出日である令和3年9月13日までには、11か月程度の期間を要しており、この間の事務手続き等を考慮しても、相当な期間内に監査請求をしたということはできない。したがって、令和3年9月13日に提出された当初の「和光市職員措置請求書」には法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由があるとはいえず、不適法である。

エ 特段の事情の検討

上記判例（最高裁・平成14年9月12日）において、「正当な理由」については、「特段の事情のない限り」知り得た日から相当の期間内に監査請求をしたかどうかと解釈しているため、本件について特段の事情の有無を検討する。

本請求の別紙記載の中で「そもそも本件の不法行為について相手側が分からなければ監査請求自体が成り立たないものであるから、それなりの日数と時間が必要とされた」とあるが、上記判例（最高裁・平成10年7月3日）にあるとおり、相手方を具体的に明示することは必須ではなく、また、「監査請求をするに足りる程度」に証拠書類の収集を妨げる「特段の事情」の存在は認められず、また、その他知り得た日から11か月程度の期間を要する「特段の事情」の存在も認められない。

以上のことから、当初の監査請求（令和3年9月13日提出）に対する監査委員の却下は、正当なものであったと判断する。なお、当初の監査請求について、これらの点以外の要件の監査委員の判断については、当初の監査請求の結果通知のとお

りである。

(2) 本件監査請求の適法性について

上記(1)のとおり、本件は、監査請求期間を徒過しているため、法第242条第2項の適法要件を満たしておらず、不適法であると判断する。

3 結論

本請求は、上記2監査委員の判断のとおり、所定の適法要件を満たしておらず、不適法であると認められた。よって、主文のとおり決定する。